

第5回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会

議事概要

●日時：平成26年3月10日（月曜日） 10：00～12：00

●場所：滋賀県庁北新館5階 5F会議室

●議事：

琵琶湖周辺地域における屋外広告物のあり方について

●出席委員：

小島彩乃委員、西岡功一委員、八軒艶子委員、平林隆委員、藤本英子委員（部会長）
（50音順）（6名中5名出席）

●琵琶湖周辺地域における屋外広告物のあり方について

【事務局から説明】

（注）委員の意見または質問は○、事務局の回答は◆

（1） 琵琶湖周辺地域モデル（素案）について

○推奨彩度上限8の根拠としては、比較的彩度の上限が低い青系の色相の上限値、という言い方ができるのではないか。

○滋賀県が県内の複数の市のガイドラインを調整しながら基準作りに取り組んでいるのは、非常に特徴的な試みと言える。

○制度への落とし込みはどのような形を想定しているか。罰則等は作るのか。

◆新たに罰則等を設定することは想定していない。規制値を定める場合、許可基準を変更することとなるので、許可権者が許可できるかどうか従来と変わってくる。許可できない屋外広告物が掲出された場合は違反となり、従来から設定されている罰則が適用される。

○既設のものも、既得権のようなものはないのか。

◆ない。許可期間が最大3年であることを考慮しつつ、更新の機会に新基準の周知を図り、一定の経過措置期間を設けたのち、数年後には新基準に適合したものしか許可されない。

○事務局の説明では、色彩と発光の規制基準を「用途地域」と「非用途地域」に分けて設定するということがあったが、違いは何か。

◆県の素案としては同じものを提示している。今後、市が各自で基準値を判断するときに、可能な限り琵琶湖周辺の基準を整えるという目的から、素案は一本化してある。各市に対しては、「非用途地域では、ある程度県の素案に合わせる形で一律の規制をしたい、用

途地域では各市における市街地の考え方が優先される」という説明をしている。

(2) その他

- 昨今、彩度を落とすために広告物に張り付けるシートが出回っていると聞いている。
- 最近の課題として、ダブルスキンのガラス壁面の内側に掲出される屋内広告物や、移動広告物という形で掲出されるラッピングバスなどが増加しているという現状があり、考え方をまとめておく必要があると考えられる。